

上島町 魚島地区 防災マップ

防災マップの使い方

この防災マップは、災害時に避難する緊急避難場所や避難所、急傾斜地崩壊危険箇所等、特に注意すべき場所をまとめたものです。安全な避難場所はどこか？自宅の最寄りの避難場所はどこか？連絡先はどこか？などを確認のうえ、分かり易いところに掲示又は保存して下さい。

災害はいつ発生するか分かりません。いざと言う時に、落ち着いて行動できるよう日ごろから災害に対しての心構えが必要です。このマップの中で表示している「土砂災害(特別)警戒区域」「愛媛県津波浸水想定区域」等は愛媛県が調査した資料に基づいています。

これらの表示以外のところでも気象状況などによっては、山崩れやがけ崩れ、土石流などが発生する恐れがあります。

また、河川の近くなどでは、津波や大雨時の浸水などが発生する恐れがあります。

凡 例

- 津波警戒線(標高6mライン)
- 愛媛県津波浸水想定区域
- 高波危険区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険渓流
- 緊急避難場所
- 避難所
- 上島町魚島総合支所
- 医療施設
- 消防団ポンプ庫
- 駐在所
- ヘリコプター離着陸適地
- 樋門・水門
- 町内循環道路

緊急連絡先

市外局番	(0897)
上島町魚島総合支所	78-0011
上島町役場	77-2500
上島町消防署(災害対策本部)	77-4119
伯方警察署魚島駐在所	78-0110
上島町魚島国民健康保険診療所	78-0231

地域ぐるみで防災に取り組もう

大規模災害発生時には、通常の防災機関だけでは対応できません。また、個人や家族での救助活動にも限界があり、しかも各自がバラバラに動いていては、かえって危険や混乱を招くおそれもあります。

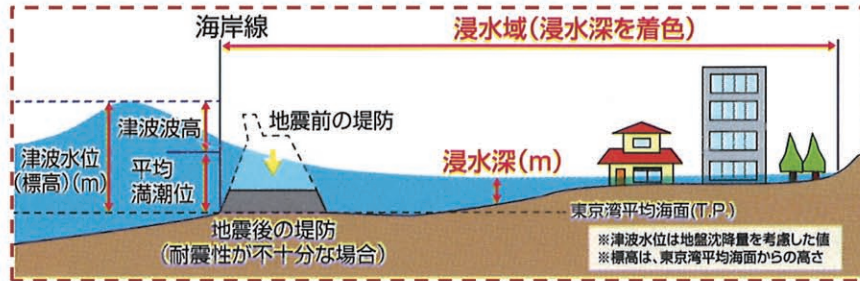
そんな時に頼りになるのが地域の自主防災組織です。地域全体で協力し合って、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識をもち、日頃から災害に負けないまちづくりに取り組みましょう。

土砂災害(特別)警戒区域

土砂災害(特別)警戒区域とは、第1期(H27年3月)の指定箇所であり、土砂災害防止施設が未整備で、保全人家戸数10戸以上、又は老人ホームや病院等の避難行動要支援者関連施設や公共的な建物がある箇所を示しています。※愛媛県は、今後3年以内に上島町における人家10戸未満すべての土砂災害(特別)警戒区域の指定を予定しています。

津波浸水想定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したもので、愛媛県津波浸水想定(平成25年3月)に基づき作成しています。ただし、最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。尚、本マップでは、浸水域だけを表示し、各港での津波水位(高)は、弓削・生名・岩城港で2.8m、魚島港で3.1mとなっています。



緊急避難場所(一時避難場所)一覧表

番号	施設名	地震	津波	台風高潮	豪雨土砂	海拔(m)
1	春日住宅	○	○			6
2	魚島開発総合センター(3階~5階)	○	○	○	○	7
3	道福寺境内	○				10
4	亀居八幡神社境内	○	○			80
5	緊急避難用地	○				3
6	魚島小・中学校グラウンド	○	○			50
7	魚島保健福祉センター	○			○	3
8	大木集会所				○	3
9	大木地区町道井戸前	○	○			10
10	高井神集会所	○	○	○		10
11	高井神小・中学校グラウンド	○	○			25

緊急避難場所(一時避難場所)について

緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所をいいます。ただし、災害の種類又は発生する場所、規模等によっては、避難できない場所がありますので、防災マップを確認し、緊急避難場所の点検をしておきましょう。

避難所(収容施設)一覧表

番号	施設名	電話番号	地震	津波	台風高潮	豪雨土砂	海拔(m)
1	魚島東集会所	78-0240	○	○			3
2	魚島開発総合センター(3階~5階)	78-0246	○	○	○	○	7
3	魚島西集会所	—	○				3
4	魚島小・中学校	78-0305	○	○	○	○	50
5	魚島保健福祉センター	74-1120	○			○	3
6	高井神公民館	78-0244	○	○	○		7
7	高井神集会所	78-0245	○	○	○		10
8	高井神小・中学校	78-0460	○	○	○		25

避難所(避難収容施設)について

避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。ただし、災害の種類又は発生する場所、規模等並びに施設の状態によっては、使用できない施設があります。

